

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表110の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表112の項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表118の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表136の項	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事又は保険所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表149の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表150の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十條に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時

別添 提供先一覧

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民記録>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表より)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	業務において該当の情報が必要な時期ごとに随時